

高岡地区広域圏事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は
処分に関する条例

平成5年3月29日条例第15号

改正 平成17年11月1日条例第2号

高岡地区広域圏事務組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年高岡市条例第61号）の規定の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高岡地区公害センター組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和48年高岡地区公害センター組合条例第4号）は、廃止する。

附 則（平成17年11月1日条例第2号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。